2014. 9. 26 発行

水源連だより

SUIGENREN DAYORI
NO. 69

水源開発問題全国連絡会

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ http://suigenren.jp/

《水源連はパタゴニア日本支社の助成を受けています》

水源連第21回総会・霞ヶ浦導水問題全国集会を 茨城県城里町と水戸市で開催します 11.29~30

石木ダム問題で「石木川まもり隊」が土地収用に反対し、長崎県に収 用裁決申請取下げを求める署名活動を始めています。同会からの「署 名のお願い」と署名用紙を同封致します。水源連の皆さまに広く支 援・協力・拡散をお願いいたします。

事務局からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
全国集会・総会、石木ダム、最上小国川ダム、
江戸川区スーパー堤防、ムダなダムの撤去
霞ヶ浦導水事業の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・6
水源連石木ダム絶対反対同盟を支援する会からの報告・・・・・・・9
徳山ダム導水路事業の中止と長良川河口堰の開門調査実現を求めて・18
官製談合による八ッ場ダム本体工事の入札と
新たに浮上した有害スラグ問題など・・・・・20
八ッ場は今 本体工事着手/新川原湯温泉駅開通/有害スラグ・・・23
設楽ダム事業の撤退をさらに強く求めて行きます・・・・・・・25
江戸川区北小岩一丁日のフーパー提防問題・・・・・・・・・・・27

水資源機構の海外業務は違法ではないのか・・・・・・・・29

~目

次~

事務局からの報告

1. 今年の全国集会・総会は水戸で開催

今年の全国集会・総会は霞ヶ浦導水事業(那珂川-霞ヶ浦-利根川)に焦点を当て、11月29日(土) ~30日(日)に水戸市周辺で開催します。茨城県内で霞ヶ浦導水問題に取り組んでいるみなさんが実 行委員会を立ち上げて、全国集会・現地見学会の準備を進めています。

29日と30日の大まかな予定を記します。

11月29日(土) 全国集会と懇親会

13 時 15 分 集合 IR 水戸駅改札口

路線バスで茨城大学人文学部1階10番教室へ

(JR水戸駅北口バスターミナル7番乗り場から茨城交通バスに乗車して「茨大前」で下車)

14 時~17 時 全国集会「霞ヶ浦導水事業はいらない! アユ・シジミ・サケ漁業を守ろう!」 茨城大学人文学部一階 10 番教室

(茨城県水戸市文京 2-1-1 TEL 029-228-8104 (代))

集会終了後、宿泊先である水戸駅北口の「三の丸ホテル」で懇親会

(茨城県水戸市三の丸 2-1-1 TEL 029-221-3011 駅から徒歩 2分)

11月30日(日) 現地見学会・水源連総会

8時半 貸し切りバスで出発

9時から11時 霞ヶ浦導水の那珂機場見学、サケ漁見学、カヌー下りによるアピール 11時から15時 水源連総会(昼食を挟む)

(会場:那珂川漁協2階会議室 茨城県東茨城郡城里町石塚1684-1 TEL 029-288-3034)

15時30分 貸し切りバスで水戸駅へ向かう(東京方面は水戸16時27分発 スーパーひたち50号 上野17時38分着、羽田へはモノレールで羽田空港第1ターミナルに18時23分着の見込み)

総会会場へのアクセス(総会会場に単独で直接来られる場合) JR水戸駅(北口)バスターミナルから

茨城交通バス9:50発「御前山車庫行」、「城里町役場前」下車 徒歩4分 乗車時間は約45分

参加費

15500 円程度を予定しております。(宿泊費・懇親会費・朝食で13000 円、貸し切りバス1000 円、30日の昼食代600 円、集会資料代500 円等、参加人数により変動があるかも知れません。あらかじめご了承下さい)

参加申し込み

参加申し込みは同封の参加申込書に必要事項を記入の上、11月10日(月)までに事務局までお送り下さい。

〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28 電話・FAX 045-877-4970

メールでの申し込みの場合には、下記の項目を事務局のアドレス宛に、参加者氏名・所属団体・性別・ 宿泊、懇親会の有無・住所・電話番号をメールでお知らせ下さい。

メール mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

全国集会「霞ヶ浦導水事業はいらない! アユ・シジミ・サケ漁業を守ろう!」 (敬称略)

開会挨拶 君島恭一 (那珂川漁協組合長)

基調報告 導水事業と那珂川の漁業 二平 章 (茨城大学地域総合研究所)

報 告 那珂川の漁業への影響

- ① シジミ 浜田篤信(霞ケ浦生態研究所)
- ② アユとサケ 石嶋久男 (魚類研究家)

報 告 導水事業は何故いらないのか

- ① 導水事業の問題点 嶋津暉之(水源連)
- ② 茨城県は水余り 神原禮二 (茨城県の水問題を考える市民連絡会)
- ③ 霞ヶ浦浄化の虚構 高村義親 (茨城大学名誉教授)
- ④ アユ裁判の報告 谷萩陽一(弁護士)

全国からのエール

決議文採択

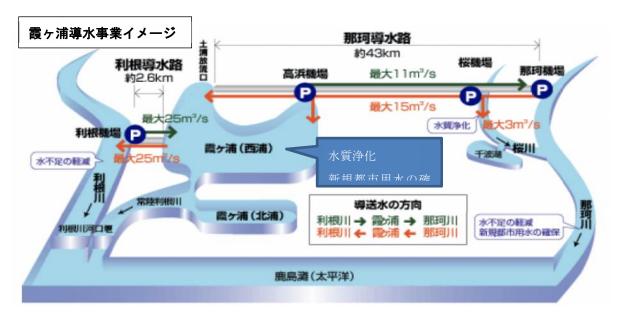
閉会の挨拶 全国集会実行委員長 荒井一美 (霞ケ浦アカデミー)

霞ヶ浦導水事業は、①都市用水開発、②利根川と那珂川の渇水時の補給、③霞ヶ浦の水質浄化を目的としていますが、いずれの目的も破綻しており、巨額の事業費を使って土木工事を行うこと自体が目的になっています。この事業は那珂川や利根川等の生態系に大きなダメージを与えることが予想されています。とりわけ那珂川のアユ・シジミなどの水産資源への悪影響が心配され、那珂川の漁協が那珂導水路の差止めを求める訴訟を起こしています。

目的を喪失した霞ケ浦導水事業業によって那珂川、利根川の生態系に多大なダメージを与えることは許されることではありません。国交省はダム検証の結果、今年8月25日に本事業にゴーサインを出しましたが、本当の勝負はこれからです。

霞ヶ浦導水事業の欺瞞性を、直接被害を受ける漁民だけでなく、茨城県民全体の問題として、また、 同事業に新たな水利権を予定している関係都県民の問題として、更にはその事業費の半分以上を負担さ せられる国民の問題として、全国集会で取り上げます。

今年の水源連総会では、霞ヶ浦導水事業問題をはじめとして、全国の皆様から報告を受けての討議を行い、全国のダム問題について状況・問題の共有を図りたいと思います。皆様からの報告と問題提起をよろしくお願いします



2. 石木ダム

13世帯約60人の皆さんが「収用裁決申請が出されようとも、無駄な石木ダムに私たちの居住地・住居は絶対に手放さない」と闘っている石木ダム事業については、水源連は「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を立ち上げて全面支援しています。総会では、「13世帯約60人の皆さんを守り抜く」=「石木ダム事業中止」を実現するために私たちには何ができるのか、をしっかりと討議したいと思います。そのキーワードは「絶対に負けない。勝つ!」です。

最近の経過・状況を別項「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会からの報告」に記しますので、詳しくはそちらをお読みください。

3. 最上小国川ダム

最上小国川ダムが計画されている最上小国川はアユ釣り全国大会が年に数回開かれる日本有数のアユ釣り漁場です。この小国川を守り続けてきたのが小国川漁業協同組合です。このアユの宝庫・最上小国川の上流に山形県は「自然に優しいダム」と称していわゆる穴あきダム形式の最上小国川ダムの建設を進めようとしています。山形県は、すぐ下流の赤倉温泉街を洪水から守るためにダムが必要だとしています。昨年から山形県は、小国川漁協の漁業権更新に際して「最上小国川ダム建設事業への協力」がその条件であるがごとき対応をして小国川漁協を苦しめてきました。その結果が小国川漁協の組合長・沼沢勝善さんの自死でした。

水源連はこの山形県の一連の対応を厳しく批判・糾弾し、同ダムの中止を求めてきています。川辺川ダムに反対し続け、人吉市内でアユ販売業を営む吉村勝徳さんを現地にお招きして、最上小国川ダムに反対する皆さんにアドバイスをしていただきました。川辺川上流域には穴あきダムと同様の大きな砂防ダムがあるために、斜面崩壊による土砂が砂防ダム上流に堆積し、それが2年間にわたって流出して川辺川が白濁してアユが商品にならなくなったことなどを報告されました。

5月17~18日のシンポジウム「最上小国川の真の治水を求めて」にも参加し、最上小国川ダムは大洪水時には赤倉温泉街をむしろ氾濫の危険にさらすものであり、河床掘削こそが有効な治水対策であること、ダムが最上小国川の生態系に多大な影響を与えることなどを報告しました。

しかし、最上小国川ダムをめぐる状況はきわめて厳しいものになっています。沼沢さんの後を継い だ新組合長がダム容認にまっしぐらに進もうとしているのです。

9月11日に山形県と小国川漁協の6回目の会議が開かれ、漁業補償について合意しました。5回目の会議で県は漁業補償(ダム堤体部分での漁ができなくなることへの補償)110万円と河川監視委託料年間140万円(10年間)を提示しましたが、漁協は漁業補償110万円は不要とし、委託料の増額を要求して、年間500万円で合意しました。漁業補償を不要としたことから、新組合長は「前組合長の『川は売らない』という意思を引き継いだ」と説明しましたが、実際に漁協が受け取る金額は大幅に増額されるのですから、この説明は詭弁でしかありません。

この合意はあくまで漁協執行部の判断であり、漁協の最高決定機関である総代会で2/3以上の賛成を得なければなりません。(総代会での決議に異論がある場合は総会開催を要求して再審議する道もあります。)

今月28日に漁協の総代会が開かれる予定です。金で川を売り渡そうとする漁協執行部には、総代宛に「書面決議」という物を送付し、欠席の場合書面での記名賛否文書の送付を求めています。「賛否の表示の無い場合は、賛成の意思表示があったとして取り扱う」という大変卑劣な手法を取って来ています。現地の皆さんが2/3以上の賛成を阻止するために、漁協総代会に向けて懸命の取り組みをしています。その努力が成功して、多くの総代が賛意を示さないことを祈るばかりです。

4. 公共事業改革市民会議による江戸川区スーパー堤防問題のへの取り組み

「コンクリートから人へ」の頓挫が明確になった 2013 年から、2011 年東日本大震災復興も理由にして国土強靱化・脱デフレをかけ声とした公共事業バラマキが始まりました。

- ① 今取り組むべきことは、「国土強靭化」にみられるような旧来型の公共事業のバラマキではなく、 真に国民の生命・財産の保護に有効な事業への転換であり、一方で、持続的な社会の構築をめ ざす人的支援を推進すること、
- ② 公共事業のあり方を根本から変革し、未来を私たちの手に取り戻すために、第一の課題として 国土強靭化政策の方向転換に向けて活動すること

を念頭に置いて、各種公共事業に対して闘っている市民団体がお互いの連絡組織として、公共事業 改革市民会議を 2013 年 1 月に立ち上げました。水源連はこの事務局を引き受けています。

この会議が発足してから、特に取り組んできたのは江戸川区スーパー堤防問題です。

江戸川区スーパー堤防問題については27~28ページをお読みください。

5. 無駄なダムを撤去して、川を元の姿に戻そう パタゴニア提供 ドキュメンタリー映画「ダムネーション」

この映画はアメリカでダム撤去に取り組む人々の挑戦を描いたドキュメンタリー映画です。アメリカでは数十年前から不要なダムの撤去が始まっています。

日本でも球磨川の荒瀬ダムが撤去工事のまっただ中にあります。荒瀬ダムの下流、とりわけ八代 干潟の自然回復には目を見張るものがあるとの報告があります。

水源連が無駄なダム計画に反対をしてきた大きな理由の一つは、川を堰き止めて流れを分断することは川の持つ生態系の破壊をもたらすことにあります。特に「コンクリートから人へ」のスローガンのもと、日本が「極力ダムに依存しない」方向への転換を目指し始めた直後からのダム推進勢力の攻勢は八ッ場ダム復活に象徴されるようにすさまじいものがあり、現在は国土強靱化と相まってまったく不要なダム事業が次々と推進されるようになっています。このままでは川の自然が急速に損なわれていくことになります。

このような日本の状況を憂慮し、「できるだけ本来の川を取り戻そう」「不要なダムを撤去しよう」 「不要かつ生態系に大きなダメージを与えるダム建設中止」のキャンペーンをパタゴニア日本支社 が始めました。水源連はそのキャンペーンに大いに賛同します。

このキャンペーンはダムネーションという題名のドキュメンタリー映画の上映会と、瀬戸石ダム撤去、長良川河口堰開門、サンルダム計画中止を掲げています。これら3地域ではそれぞれの目的に向けた集会の開催、ネット署名が取り組まれています。北海道ダム群、最上小国川ダム、八ッ場ダム、設楽ダム、川上ダム、石木ダム、砂防ダムと闘っている皆さんへの支援・連携もはかられています。

水源連としてもこのダムネーションの上映会を兼ねた「無駄なダム事業中止と不要ダムの撤去・ 開門を目指す」集会(仮名)の開催を考えています。

ダムネーションのチラシを同封致しますので、ご活用下さい。

ダムネーション予告編の URL

http://damnationfilm.net/

DAMNATION が展開する 3 つのアクション

http://damnationfilm.net/take-action-3/

霞ケ浦導水事業の問題点

霞ケ浦導水事業とは?

霞ケ浦導水事業とは霞ケ浦と那珂川を結ぶ那珂導水路、霞ケ浦と利根川を結ぶ利根導水路を建設して、霞ケ浦を経由して那珂川と利根川との間で水を行き来させるようにする事業です。目的は、①茨城・千葉・東京・埼玉の新規都市用水の開発 ②利根川と那珂川の渇水時の補給、③霞ケ浦等の水質浄化です。水系が異なる河川を結んで、水を行き来させて水源を開発する方法を「流況調整河川」と言いますが、霞ケ浦導水事業は霞ケ浦経由で行き来させることに大きな特徴があり、後述するように、そのことが本事業の致命的な問題になっています。

本事業は1985年から開始され、利根導水路は2.6kmしかないので、1994年に完成しましたが、総延長約43kmの那珂導水路は33%しかできていません。2009年の政権交代で凍結され、継続の是非を判断するダム検証の対象となりました。しかし、多くのダム事業と同様、お手盛りの検証の結果、国土交通省は今年8月25日に事業継続の方針を出しました。総事業費は1,900億円で、2012年度末までの事業費執行率は79%ですが、今後、増額される可能性が十分にあります。

霞ケ浦導水を構成する施設

那珂川の漁協による差止め裁判(アユ裁判)

霞ケ浦導水事業が完成すれば、那珂川の生態系に大きなダメージが与えることが予想されるので、2009年3月3日、那珂川流域に漁業権を持つ茨城、栃木の漁業組合が原告となって、霞ヶ浦導水事業による那珂川の取水口建設の差止めを求める訴訟を水戸地方裁判所に提起しました。今年4月、7月、9月に延べ11人の証人尋問が行われ、12月19日の最終弁論で結審となります。来年3月には判決が出ると考えられています。

那珂川の生態系へのダメージ

那珂川の漁協が予想しているとおり、導水事業は那珂川の生態系に多大な影響を与える ことは必至です。主なものを列挙すれば、次のとおりです。

① アユ仔魚への影響

孵化した仔アユは体長 5 ~ 7 ミリで、ほとんど泳ぐ力が無いので、川の流れに身を任せて海へと下って行きます。導水事業により、那珂川から大量取水(最大 15 ㎡/秒)が行われると、仔アユの大半がその取水口に吸い込まれたり、下流への流下が妨げられたりして、死んでしまうことが予想されます。アユの漁獲高日本一を誇る那珂川の漁協は大きな打撃を受けることになります。

② シジミ漁業への影響

那珂川の最下流部で合流する支川「涸沼川」につながる「涸沼」は淡水と海水が交じり合う汽水湖で、ヤマトシジミの生産が盛んであって、シジミ三大産地の一つです(宍道湖、十三湖、涸沼)。導水事業により、那珂川からの大量取水が行われると、海水の遡上が強まって汽水湖の状態が変わり、ヤマトシジミの生息に大きな影響を与えると考えられます。

③ 劣悪な水質の霞ケ浦からの導水の影響

霞ケ浦の水質は劣悪です。有機性汚濁物質の指標であるCODで見ると、霞ケ浦は那珂川の $4\sim5$ 倍以上もあります。那珂川の $4\sim5$ 倍以上も汚れている霞ケ浦の水を那珂川に導水すれば (最大 $11 \text{ m}^2/$ 秒)、那珂川の水生生物は大きなダメージを受けることになります。

④ 外来生物の侵入

那珂川は、霞ケ浦や利根川とは、水が行き来することがない独立した水系です。独立した水系には、それぞれ固有の生物が生息しており、導水事業により、霞ケ浦や利根川の水を那珂川に入れると、那珂川には今まで存在しなかった生物が入りこみ、那珂川の生態系を大きく乱すことになります。外来生物の侵入にもつながります。

三つの目的はいずれも虚構

霞ケ浦導水事業の三つの目的はいずれも虚構です。

① 水需要が縮小していく時代において新規都市用水の開発は不要

利根川流域の水道用水は減少の一途を辿っています。利根川流域6都県全体の上水道の一日最大給水量は1992年度から2011年度までの19年間に14%も減っています。一人あたりの水量が急速に減ってきたからですが、今後は人口も減少傾向に変るため、水需要が一層縮小していくことは必至です。そのような水需要縮小の時代に導水事業によって新規都市用水を開発する必要性は皆無です。

② 霞ケ浦の水質が劣悪なので、利根川や那珂川への渇水補給が困難

利根導水路は1994年3月に完成し、1995年9月に試験通水が行われました。霞ケ浦の水を利根川に送水したところ、利根川でシジミの大量死が起き、その後は茨城県及び千葉県の漁協の反対で試験通水を再開できない状態が続いています(次ページの新聞記事を参照)。完成してから20年経っていますが、霞ケ浦の水質が劣悪であるため、利根川に導水することができないのです。那珂川導水路が仮にできても、同様に霞ケ浦の水を那珂川に入れることができなくなることは必至です。霞ケ浦を経由しての利根川や那珂川への渇水補給は

机上の話でしかありません。

③ 利根川と那珂川からの導水で霞ケ浦の水質改善は無理

利根川と那珂川から霞ケ浦に導水して、霞ケ浦の水質を改善することになっていますが、霞ケ浦の主たる汚濁要因は植物プランクトンの異常増殖にあります。この増殖の程度を決めるのは窒素、りんといった栄養塩類ですが、霞ケ浦の栄養塩類は過飽和の状態にあり、とりわけ、植物プランクトンの増殖の律速因子となっているのはりんですから、りん濃度を大幅に削減しない限り、霞ケ浦の水質はいつまでたっても改善されません。導水してもりん濃度はさほど変わらないから、導水で霞ケ浦の水質がよくなるはずがありません。

目的を喪失した事業によって那珂川等の生態系を破壊してはならない

霞ケ浦導水事業の目的はいずれも虚構であって、目的を喪失した事業であると言っても、 過言ではありません。そのような事業によって那珂川、利根川の生態系に多大なダメージ を与えることは許されることではありません。国交省は本事業にゴーサインを与えました が、本当の勝負はこれからです。

文責 事務局



水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会からの報告

支援する会 事務局

1.2014年7月25日から9月5日までの目まぐるしい展開

長崎県は事業認定未保留分の4件についての収用裁決申請期限が9月8日に迫っていたことから、7月25日から28日はその書類準備と称した対象地の測量立入りを試み、7月30日から8月7日にかけては、付け替え道路工事着工を試みています。これらの試みは地権者と支援者の「事業の必要性についての説明・話合いが先ではないか」と抗議・要請に合い、なすすべもなく撤退を余儀なくされました。

長崎県はこれらの抗議・要請にもかかわらず、8月7日には付け替え道路着工への抗議・要請行動を妨害行為であるとして通行妨害禁止を求める仮処分申請を長崎地方裁判所佐世保支部に提出しました。9月5日には、長崎県収用委員会に事業認定未保留分の4件についての収用裁決申請を提出しました。

これらの目まぐるしい展開を滴(水問題を考える市民の会&石木川まもり隊 共同ニュース) No.9 から転載させていただきます。

- ・ 7月25日立入調査(収用裁決申請に必要な測量調査)を試みるが、地権者に拒否され引き上げる。
- ・ 7月28日再び調査を試みるが、地権者の意思は固く、調査は断念。
- ・ 7月30日付替え道路工事着工を試みるが、地権者と支援者ら阻止行動。以後土日を除く毎日着工 を試みるが、阻止される。
- ・ 8月3日地権者らの要請に応じ地元での2回目の説明会。知事は参加せず。
- ・ 8月7日県は阻止行動に参加していた23人に対し妨害禁止仮処分を申し立て、判断が出るまで工事中断を決定。
- ・ 8月12日「石木ダム建設促進川棚町民の会」が早期着工を求め県庁を訪問。知事は特別応接室で 要望書を受け取る。
- ・ 8月25日県は裁決申請に必要な物件調書の署名押印を川棚町に要請。
- ・ 8月26日県、佐世保市、川棚町の3者協議を経て、裁決申請の方針決定発表
- ・ 8月28日川棚町、物件調書に署名押印し、県に提出。
- 9月2日川棚町長無投票再選。長崎新聞のインタビューに答え、「強制収用は何とか避けてもらいたい。町民も望んでいなしりと語る。
- · 9月3日地権者や支援者ら県庁を訪れ、知事に裁決申請しないよう求める要請書を直接手渡そうとするが、知事も副知事も出て来ず、秘書課長に手渡す。
- ・ 9月5日県収用委員会に裁決申請書を提出

2.9月5日、長崎県・佐世保市、収用裁決申請提出

① 話合いの途中で収用裁決申請!

9月5日、長崎県・佐世保市は長崎県土地収用委員会に事業認定未保留分4件の収用裁決申請を提出しました。この土地は農地で、住居はありません。工事用道路用地として、保留分に先行して収用裁決申請したことになります。事業認定保留分の物権については遅くとも2016年9月6日までには保留解除手続をし、その一年後には収用裁決申請をしなければならないことになっているので、今のところ、事業認定保留分の物権についての収用裁決申請期限は2017年9月6日ということになりま

す。

長崎県は石木ダムに絶対反対を貫 く 13 世帯約 60 人の皆さんと支援者 に対して、「話合いによる解決を目指 す」と言っていますが、彼らの言う話 合いとは、「石木ダム事業へのご理解」 と「生活再建についての話合い」であ り、「石木ダムの必要性」については 「考え方が違う」としています。私た ちは長崎県と佐世保市に「考え方を変 えさせる 」までしっかりと話合いをし なければなりません。

石木ダム建設絶対反対同盟の皆さ んはこの農地に第二ダム小屋を設置 して、収用裁決申請反対、石木ダム反 対の意思を示しています。収用委員会 で収用の裁定が出れば、その裁決で決 定された補償金を起業者が払い(地権 者が受け取りを拒否した場合は法務 局に供託する)、対象土地を長崎県の 土地として登記することでその土地 の収用は完了になります。しかしそこ を工事用道路用地として使うのであ

れば長崎県はこの第二ダム小屋の撤去を所有者に求 めることになります。所有者がそれに応じることはあ り得ないので、この第二ダム小屋強制撤去という事態 になり、物理的衝突は必至になります。



担当課 土木部河川課 内 線 3086 095-823-3280 直通 浦瀬·牟田 担当者

収用裁決の申請及び明渡裁決の申立てについて

「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、 町道及び農業用道路付替工事に係る収用裁決の申請及び明渡裁決 ... の申立て」を下記のとおり行いましたのでお知らせします。

日時 平成26年9月5日(金)

提出先 長崎県収用委員会

提出者 河川管理者 長崎県、水道事業者 佐世保市 ※佐世保市より、手続きに係る一切の権限を県が が受任

今回の裁決申請概要

数 4件

10筆

5, 474. 58m

2014年(平成26年) 9月6日

間未着工の石木ダム事業

県と佐世保市は5日、

解決を目指していきたい

に訴えかけていきたい」と

同県川棚町に計画して42年

ため申請した。

とする裁決申請を県収用委 員会に行った。対象は川棚

的にダム用地の収用を可能 土地収用法に基づき、 と述べ、4世帯に引き続

送ったことを明らかにし き協議を呼び掛ける文書を 裁決申請の対象となった 「本当にダムが必要なら、

と地権者の意見を聞き土地 るかを判断し、10月の委員 時期を裁決する。 の補償額や土地明け渡 会で手続き開始を決定。 県収用委は18日に受理す 長崎県と同県佐世保市が 石木ダム、長崎県と佐世保 強 制 収 用

用

地権者と)話し合いによる 「8日の期限が迫っていた (反対派 わ寄せがいく。 関係のない県民生活にもし 要のないダム建設は、 の接触もない。強制収用あ させるのが筋。 りきの姿勢だ」と批判。 ら今日までに知事からは何 地道に世論

市

② 収用裁決申請取下げを求める活動

1) 9月3日、県庁前抗議集会

9月3日に「石木ダムの必要性について長崎県は説明ができていない。私たちを納得させることが 最優先するのではないか。収用裁決を断念されたい。」を趣旨とした5団体と弁護団連名の知事宛抗議

文を携えて、地元の皆さんが長崎県庁前 で抗議集会を開き、収用裁決申請断念と 話合い継続を求めました。

事前通告したにもかかわらず知事や 副知事が姿を見せないので集会を 4 時 間続け、知事の代役・秘書課長に 5 団体 +弁護団連名の抗議文と、水源連・石木 ダムを支える会からの抗議・要請文を渡 しました。

佐世保市議会への請願と 街頭署名の活動

9月4日には佐世保市の「石木川 まもり隊」と「水問題を考える市民 の会」の皆さんが佐世保市議会に「石 木ダム建設計画地の収用裁決申請の 撤回を求める意見書提出」の請願を 提出しました。さらに9月6日には こうばるの皆さんと佐世保の20人以 上の皆さんが佐世保市内繁華街で

「強制収用反対」の緊急署名活動を行い、リーフレット、うちわ各々約 1400 枚を配布し、558 筆の署名を得ました。



3) 長崎県知事に収用裁決申請に抗議し、取下げを求める署名を全国から

「石木川まもり隊」のみなさんは9月6日の昼過ぎからインターネット電子署名を立上げ、全国の皆さんからの長崎県知事と佐世保市長への「強制収用しないで下さい」=「収用裁決申請を取下げて下さい」の声を集めはじめました。署名用紙を使った署名も集めています。水源連もこの署名を全面的に支援し、この水源連だよりに同封します。

全国の皆さんも、まったく無駄な石木ダム事業から石木ダム建設絶対同盟 13 世帯約 60 名を守るための署名活動に取り組んでくださるよう、お願いします。

3.8月27日、事業認定庁九州地方整備局への報告・説明会

これまでの地元5団体+石木ダム対策弁護団連名による長崎県・佐世保市への公開質問に対する回答および説明会で明らかになったことをまとめて、事業認定庁である九州地方整備局に報告・説明し、事業認定の見直しを求めました。

九州地方整備局が事業認定処分の根拠とした起業者からの提出書類に、意図的な説明不足と虚偽記述があったことを報告・説明して、再調査・再審査を求めることを目的とした取組みです。

以下、発言概略を記します。

◎ 報告

- 佐世保市が事業認定庁に挙げた「石木ダムが必要とする説明」には、「恣意的なデータ解釈・ 恣意的な表現」が多々あることを佐世保市も認めたこと
- H6-7年渇水の重大さが回答・説明会で強調されているが、佐世保市はH6-7年渇水が現在再来した場合の検証はデータ不備のため行っていないことが分かったこと
- H6-7年渇水を以て、石木ダムの必要を強調するのは実態を踏まえることなく恣意的であること。
- 佐世保重工業に関する水需要予測の間違い、
- 観光客が増えるので業務営業用水が増えるとする問題、
- 以下の事項について回答がもらえていないこと
 - ①慣行水利権を不安定水源としたうえ、水量をゼロとして水源量に加えていない問題、
 - ②小佐々地区水源の評価、
 - ③下の原ダムの嵩上げによる保有水源量の評価、
- 石木ダムがなくても過去の水害は防げることが確認できたこと、
- 1/100 の降雨においても、降雨9パターンのうち8パターンは石木ダムなしでも河道整備が完了することで防ぐことができることが確認されたこと
- 石木ダムができると、過去の水害(外水氾濫・内水氾濫・支流氾濫)それぞれの原因にい かなる・具体的効果があるのか、科学的検証がされていないこと
- 治水代替案については、山道橋 1,130 ㎡/秒を超え 1,400 ㎡/秒(野々川ダム効果を入れる と 1,320 ㎡/秒)までの代替案とはしているが、その検討結果が余りに過大であること。
- 長崎県と佐世保市は事実に基づかない虚偽もしくは恣意的な報告をしていると私たちは考 えていること。
- それによって私たちも認定庁も騙されてきたと思っていること。
- ここで報告した問題で回答がされていない点について、長崎県と佐世保市に再検証を求めてほしいこと、

• 長崎県と佐世保市の回答に基づいて両者に再検証を求めること

◎ 地権者からの報告・要請

- 認定庁に、県や佐世保市が言っていることが正しいのか検証をお願いしたが、一度も聞き入れられないままに昨年9月6日に事業認定が下りてしまったこと。
- 県にたびたび公開質問状を出したが、「事業認定されたことだから」として県は回答拒否を続けてきた実態の報告
- 認定庁はその前に私たちが要求してきた県や佐世保市の精査を、今からでも遅くないから開始していただきたい
- 長崎県は「事業認定は認定庁がしたことだから長崎県には責任はない。」というようなことまで言っていること
- 必要なダムについては絶対反対と私たちはずっと言ってきた。長崎県の言う話合いは補償協定のことだけ。この間 40 年、長崎県は「石木ダムが本当に必要か」という話合いをやってこようとしなかった。認定庁に何回か要望書を出してきた。しかしそれが受入れられず、事業認定がされてしまった。今からでも遅くないから「石木ダムは必要か」についてもう少し詳しく精査していただきたい
- 審査請求などもしているので、もう一度、精査をよろしくお願いする

◎ まとめ

- 今回の報告・要請は、長崎県・佐世保市が公開質問状に回答できなかった事実、認定庁に対して恣意的記載・虚偽の記載がされていたという事実を明らかにすると共に、その点について認定庁に再調査と再検証を求めるものである
- 認定庁の判断は多くの人々に重大な利害、影響を与えるものであるので、今回の要請を受入れて、再調査と再検証をし、その結果を私どもに示していただきたい。

長崎県:今日話されたことは上司に伝えます。

平山弁護士:回答を含め、連絡は私にお願いする。

4. 付け替え道路着工反対行動に長崎県は SLAPP 訴訟!

この夏、7 月30日から 8月7日、長 崎県は付け 替え用道路 工事着工を 毎日、午前と 午後、計二回 ずつ試みに 来ました。そ の都度、事前 に多くの住 民・支援者が 工事現場入 り口に結集 し、「石木ダ ムの必要性 について説 明するのが 先ではない か」と説明を 求め、時には 長崎県職員 に背を向け て歌を唄い とおし、着工 反対の意思 表示を貫き ました。

石木ダム の必要性に



ついての公開質問状への回答・説明が始ったばかりです。石木ダムを前提とした付け替え道路工事を 進めれば、既成事実が先行し、これからの公開質問状への回答・説明は無意味になってしまいます。 まずは石木ダムの必要性の有無について合意に達することが先決です。

県職員は毎日、あたかも「この工事が石木ダム事業とは別」というような言い訳をして $10\sim30$ 分程度説得を試みましたが、通じないと見るや引き返すことを繰り返しました。

8月7日午後には、工事現場入り口に結集して背を向けていた人々に対して、起業者は「石木ダム建設事業の付替県道工事に対する通行妨害禁止の仮処分命令申立を裁判所に提出して、裁判所の判断が示されるまで着工は中止する」ことを伝えました。

平成26年8月7日

担当課	土木部河川課
内 線	3086
直通	095-823-3280
担当者	浦瀬•牟田

石木ダム建設事業の付替県道工事に対する通行妨害 禁止の仮処分命令申立について

先月30日に着工している付替県道工事についは、工事区間が全て 取得済みの土地であり、この道路の完成を前提に地元の墓地が利便性 のいい場所に移転されたという経緯があるほか、今後の地域振興にも 必要な道路であります。

このことについて工事着工後、毎日説明を繰り返してきておりますが、県が管理する土地である工事関係車輌出入り口付近において、通行を妨害する行為が継続されており、膠着した状況となっております。このような状況を打開し、必要な道路工事を進めていくため、下記に示す「通行妨害禁止仮処分命令申立書」を本日付で裁判所へ提出したことをお知らせします。

댦

- O 提 出 日 平成26年8月7日(木)
- 提 出 先 長崎地方裁判所佐世保支部
- 〇 債 権 者 長 崎 県
- 債権者代理人弁護士 福田浩久 他 3名
- 債務者 通行妨害者 23名
- ① 仮処分により保全すべき権利 土地占有権に基づく妨害排除及び妨害予防請求権
 - 申立の趣旨
 - 1 債務者は、立ちふさがる、座り込むその他の方法により通行を妨害してはならないこと。
 - 2 債務者は、仮処分決定正本送達日から5日以内にテント、横断幕、 椅子等一切を撤去すること。
 - 3 債務者が仮処分決定正本送達日から5日以内に撤去しない場合、 執行官により上記物件を撤去させることができること。

8月7日、長崎県は長崎地方裁判 所佐世保支部に「通行妨害禁止仮処分 申請を提出したと記者発表しました。 8月18・19日には長崎地裁佐世保支 部保全係から、23人に対して「審尋 期日呼出状」が送付されました。「審 尋期日を8月27日午前10時00 分とするので、長崎地方裁判所佐世保 支部に出頭してください」という内容 です。

「審尋期日呼出状」を郵送された 23 人は直ちに石木ダム対策弁護団に 代理人を依頼し、弁護団はそれを受任 して対応に入りました。

8月27日は以前から九州地方整備局にこれまでの公開質問状への回答・説明で明らかになったことを報告・説明する予定が入っていたことと、23人から代理人を受任してまもないので準備に若干の時間がかかることから、延期願いを代理人届けと共に裁判所に提出、その結果、審尋は9月18日14時からとなりました。

5.2014年7月25日、7月28日 土地測量反対意思表示行動

長崎県は収用裁決申請提出書類の一部である土地測量図作成のために予告した午前9時に現地測量を試みに現地に来ましたが、その都度、反対の意思表示をする多くの人を説得することができずに20分程度で引き返しました。 測量立入りが拒否された場合はほかの書面で代用できると土地収用法37条の2に書かれているので、長崎県は7月28日の立入り測量を拒否された時点で、測量を断念しました。

長崎県は収用裁決申請提出書類への地権者の押印を拒否されたことを受け、後日、川棚町長に土地収用法に沿った押印を求め、9月5日に収用裁決申請書を長崎県土地収用委員会に提出しています。

収用裁決申請者は河川管理者・長崎県および水道事業者・佐世保市とし、「佐世保市より、手続き に係る一切の権限を県が受任」としています。

6.事業認定不服審査請求 反論書の作成について

石木ダム事業認定に対して不服審査請求をされた方には、国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室から「弁明書の複本の送付及び反論所書等の提出について」と題した文書、事業認定庁である九

州地方整備局の弁明書とその別添資料が送付されてきています。

弁明書に対して反論を書いて締切り期日までに土地収用管理室に送り返すと、土地収用管理室は再度、九州地方整備局に弁明を求めます。今後の手順は、土地収用管理室は私たちが提出した不服審査請求書、認定庁の弁明書、反論、口頭陳述、反論・口頭陳述への認定庁弁明書を総務省の公害等調整委員会に提出し、同委員会が審議します。国交大臣が同委員会の意見を聴いた上で、裁決することになっています。

公害等調整委員会から国交省に審議結果が返ってくるまで、通常は1年 \sim 1年半かかるということですから、裁決の結果が示されるのは来年秋以降になりそうです。

「水源連・石木ダム建設絶対同盟を支援する会」が作成した意見書に同意されて不服審査請求された皆さんには、反論書の原案を「支援する会」と「石木ダム対策弁護団」に相談して作成し10月上旬にお送りします。

それにプラスするご意見がある方はそれを補足して各自の反論書として、「支援する会」事務局に 送付いただき、それらすべてを「支援する会」がまとめ、共有地権者であることを示す登記簿謄本を 付けて、締切り期日までに土地収用管理室に送付します。

口頭意見陳述を希望された方には、「口頭意見陳述の日程調整について」という文書も国交省土地 収用管理室からの文書に同封されています。この口頭意見陳述は意見書・反論書で言い切れなかった ことを陳述するものですので、反論書の提出後に陳述の場が設定されます。陳述された内容は速記録 がつくられ、これも公害等調整委員会に提出されます。

口頭意見陳述の場所は国交省本庁とされていますが、今回は長崎県内の方が多いので、長崎県内か

遠くても九州地方整備局またはその 周辺にも陳述場所を設けるように「支 援する会」は土地収用管理室に申入れ ています。

7. 最近のマスコミ論調

長崎県は佐世保市と共に9月5日 に収用裁決申請を提出しました。

マスコミは収用裁決の対象者とされている地権者の皆さんの言葉を載せる、公開質問状への回答・説明会で明らかになったことを掲載するなど、収用裁決申請に対する反対派の主張を紹介しています。いくつかの紙面を紹介致します。



強



通せない (北島剛)

述べるが、収用への手続き 県と佐世保市はダム用地を を進める県の強気な姿勢が 合いでの解決を目指す」と だ。中村法道知事は「話し 開始から22年。建設予定地 請に踏み切った。予備調査 強制的に収用できる裁決申 帯との協議は平行線のまま に暮らす反対派地権者13世

計画する石木ダム事業で、 問題解決につながるかは見

は、2009年9月、 のダム事業に含まれた。 し方針を示した全国143 ある。石木ダムは国が見直 民主党政権の誕生が背景に ダム」をスローガンにした きを推し進める理由の一つ 脱

事業費約285億円のうち 県と市は88年度までに、総 要性やコストなどの再検証 た県と市は、石木ダムの必 を迫られることになった。 用地取得などを進めてき 石木ダム問題

足に悩む佐世保市の水資源確保を目的とした県営ダ

石木ダム事業 川棚川の洪水対策と慢性的な水不

石木ダム建設予定地

(阪口由美)

した計画によると、総貯水量は548万小、総事業費

県と佐世保市が川棚町に

「8割の地権者から理解 ■54戸の買収が完了

> うち54戸が移転。残る13戸が立ち退きを拒否して計 は約285億円。これまでに移転家屋対象の67戸の ム。1972年に予備調査を開始。2007年に見直

を得て、81%の用地を取得 た今、県が土地収用の手続 をこう説明した。 者会見で、裁決申請の理由 欠な事業と考えている」 した。石木ダムは必要不可 8月26日、中村知事は記 計画から40年以上が過ぎ

きたからだ。

強制収用はしない」との

すべて任意交渉で解決して

業見

理解を得られず、環境が変 決申請にあたり、なかなか 立場だった中村知事は、裁

認定以降、反対派が求める

わった」と釈明。昨年の事業

知事との面談が実現したの

は今年7月の1回だけだ。

年に事業認定。「見直し」 と結論づけて国に報告。国 は12年に継続を容認し、翌 掲げ2011年、事業継続 を例に早期着工の必要性を 90年の川棚川の氾濫や94 の強い要請の中、県は19 あり得ない」と語る。 ぎ込んできた。計画撤回は 民は「膨大なお金と人をつ を免れた。推進派の川棚町 95年の佐世保市の大渇水 早期着工を求める推進派 画撤回を求めている。

既に約132億円を投入、 地買収が完了していた 建設予定地に住む54戸の用 申請が行われたが、実際に 県内で事業認定を受けたダ 原二郎知事は「地権者との に判断した」と説明した。 裁決が出たのは1件だけ

■知事面談1回だけ

ダムを造ろうということだ

県は話し合おうとせず、

の対象となる男性(74)は

所有する農地が裁決申請

話し合いを促進させるため ムは7件。うち2件で裁決 事業認定申請当時の金子 民の会」の西坂保憲会長 期着工を求める推進派の 要性を詳しく説明しようと け変わらん」と、事業の必 てほしい」と望んでいる は避けて話し合いで解決し (80)も「できれば強制収用 しない県の姿勢に憤る。早 一石木ダム建設促進川棚町

は減少傾向を示している 迷による異常な状態」とし、一減少は目に見えている。 水経験による節水や景気低 う。「近年の需要動向は渇 以降、少字回復、するとい が、推計値では2013年 要予測データによると、1 日平均給水量などの実績値 佐世保市が公表した水需 の減少は続き、生活用水の 推計値を算出し「給水人口 のための数合わせと映る。 の理屈だ。 回復を示すーというのが市 けば過去の増加率に応じた 専門家の力を借りて独自に こうした「特殊要因」を除 反対派側には、ダム建設 節

佐世保地区の水需要の推移と予測 127 実績値 推計値 11日最大給水量

してきた。人口減が進む佐 長崎県と佐世保市が説明す

反対地権者と支援者は、

付けていない。

利

治水

両 面

で

疑問

視

1日平均給水量

万12 円11 日10

10-9-8-7-6-0-

るが、ダムの必要性の再検 ているのではないかと訴え は河川改修工事で対応でき なのか、川棚川の洪水対策 世保市の水需要予測は妥当 るダムの建設目的を疑問視

証については国も県も受け

豊かな自然が広がる川棚町の が重要だ」としている はない。むしろ避難 がダムで防げるわけて 者側は一すべての洪水 が必要」と強調。 度の大雨に備えてダム 画などを充実させる方

と訴える。 所や工場用水も同様で、水 水型の機器が普及し、事業

需要増加の見込みはない」起きた実際の洪水被害につ 者側が過去に川棚川沿い いて県に問いただし「計画 治水面に関しては、 地梅

出している。そのうる されている河川改修 げる」との回答を引き 完了すれば過去と同程 で県は「100年に 度の降雨なら被害は防

17 日

西日本 2014年9月

徳山ダム導水路事業の中止と

長良川河口堰の開門調査実現を求めて

長良川市民学習会 武藤 仁

7.24 徳山ダム導水路裁判不当判決

7月24日名古屋地方裁判所は、愛知県知事らを相手に徳山ダム導水路事業公金支出差止めを求める住民の訴えを棄却する不当判決を下しました。判決は、導水路事業について「政策的な判断が必要で、国の広い裁量に委ねられている」「水資源開発施設は完成までに相当期間を要する」との考えを示し、水需要予測と実績の乖離を認めつつも「予測は不確実性が伴うため、ある程度の誤差が生じることはやむを得ない」「需要が減少し予測との間に一定の差が出たからと言って、計画が著しく合理性に欠けるとはいえない」「国が過去のデーターに基づいて適正に策定した計画にのっとって支出しており適法」と被告を庇い、住民の訴えを棄却しました。原告が示す事実に目を背け行政に跪く極めて情けない判決でした。

判決とともに私たちが注目したのは河村市長と共同マニュフェストに「木曽川水系連絡導水路事業の見直し」を掲げている大村愛知県知事の判決の受け止め方です。新聞では・・・・・被告となった愛知県の大村秀章知事は24日、「妥当な判決だ」と記者団に語った。事業を見直すとした公約は「変わっていない」としたが、導水路の必要性を問われ「いろいろな考え方がある」と明言を避けた(7/25朝日新聞)。と報道されるようにマニュフェストを投げ捨てようとしています。

導水路事業中止!の声を高めるために

同事業は2009年10月民主党前原国交大 臣の「凍結」表明の後、検証ダム事業のひ とつとなり 2011 年 6 月に開催された第 1 回「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方 公共団体からなる検討の場」(以下「検討 の場」) 以来目立った動きが見えないまま 3年が過ぎました。マスコミに取り上げら れることも少なく市民の関心を薄めていま す。しかし最近の他の検証ダム事業の推移 を見ると予断を許しません。加えて検討の 場で愛知県、名古屋市両当局が導水路事業 を是とする姿勢を貫きながらも大村・河村 両氏はそれを黙認しています。不当判決を 受け動き出す危険があります(突然の第2 回「検討の場」開催→事業継続承認→国の 有識者会議ゴーサイン→凍結解除)。

私たちは伊勢湾流域の市民団体と協力し 韓国4大河川事業とたたかう仲間を招へい し木曽三川エクスカーション、市民シンポ ジウム(名古屋市)、市民学習会(岐阜市)



を開催しました。9月6日に開催したエクスカーションは「徳山導水路事業の検証」をタイトルに徳山ダムから導水路計画ルートを辿るものでマスコミ関係者も参加し報道もされました。また、同日夜開催された市民学習会「韓国4大河川事業と徳山ダム導水路」では、日韓両国の無駄な河川事業の共通性を市民とともに討論しました。今後市民世論を喚起するとともに導水路裁判控訴のたたかいと連帯し事業中止に向けた運動を進めます。

長良川河口堰の開門調査と「愛知ターゲット」

2010年10月、名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議COP10において、「愛知ターゲット」が「生物多様性戦略計画 2011-2020」とともに採択されました。 同年、国連総会ではこの間を「国連生物多様性の10年」として、世界全体でこの目標を達成するための期間と定めました。

大村・河村両氏の共同マニュフェストの環境10大政策はその成果を受けたものでした。とりわけ「長良川河口堰の開門調査」の公約はマスコミから注目され市民からは大きな期待が寄せられました。この公約にもとづき2011年6月愛知県において長良川河口堰の検証作業が行われることになりました。作業は愛知県長良川河口堰検証プロジェクトチーム会議(以下PT)によって進められ活発な議論がされました。PTのもとに設置された専門委員会が「少なくとも5年以上の開門調査」を提言する内容の報告書を作成しました。これを受けPTは、河口堰上流には塩水を入れない「弾力的運用」を検討する国の専門家会議と「全面的な開門」を含んだ検討をする愛知県の専門家会議の合同会議の設置や長良川河口堰のより良い運用のための愛知県の率先的行動などを提案する内容の報告書をとりまとめました。

現在、国・事業者側とともに検証する合同会議の準備会がとん挫する状況がありますが、河口堰開門調査の実現への市民の期待はいささかも揺らいでいません。今年は韓国において生物多様性戦略計画の中間点としてのCOP12開催の年です。COP10開催地愛知県、名古屋市の愛知ターゲット達成に向けた取り組みが注目されています。

COP10 開催時、私たち中部の市民グループは、「生命流域の再生」をアピールしながら会議成功に寄与しました。COP10後、私たちは「よみがえれ長良川!よみがえれ伊勢湾!」をスローガンに愛知ターゲット達成・「河口堰開門」を訴えながら、「韓国4大河川事業」とたたかう韓国のNGOとも交流活動を続けてきまし



た。本年 10 月韓国平昌で COP12 が開催されますが、そこでも CEPA フェアで「河口堰開門」をアピールします。

今、私たちは長良川河口堰「開門調査実現」を求める声を大村知事、河村市長に届けるためにパタゴニア日本支社と協働してキャンペーンを始めました。

みなさん http://goo.gl/4gAvRB にアクセスしぜひ賛同表明をしてください。お願いします。

官製談合によるハッ場ダム本体工事の入札と 新たに浮上した有害スラグ問題など

八ッ場あしたの会事務局 渡辺洋子

◆官製談合

8月6日、国交省関東地方整備局はハッ場ダム本体工事の一般競争入札を開札しました。この入 札に関して、7月27日付の赤旗日曜版が談合疑惑をスクープし、当会でも関東地方整備局に入札中 止を申し入れました。しかし、翌8月7日、清水建設を筆頭とする共同企業体による本体工事の落 札(落札額342億5,000万円)が決定しました。

ハッ場ダム事業は、当初の完成工期の2000年度から2019年度へと、完成予定が19年遅れています。これ以上の工期延長は、事業費を負担する関係都県も受け入れ難いからか、関東地方整備局は本体工事入札では「工期短縮」を最も重視することを明らかにしました。

利根川水系では湯西川ダム(栃木県、2012年完成)で鹿島・清水JVが実績をあげていることから、八ッ場ダム本体工事も同JVが本命視されてきました。しかし鹿島建設は、3月に東京湾トンネル工事で死亡事故を起こして入札参加資格を失いました。このままでは鹿島の技術が生かせないため、関東地方整備局は入札手続きの重要な節目である5月2日の「技術対話」に鹿島を参加させるという不正を犯しました。鹿島とJVを組んでいた清水建設が急遽JVを組み替え、鉄建建設等と組むことで本体工事を落札しましたが、関東地方整備局は鹿島の「裏協力」を期待しているとされます(週刊現代8/30号)。

8月29日の建設通信新聞によれば、清水建設 JV は、514日の工期短縮を技術提案したとのことで

す。八ッ場ダム事業は道路などの関連工事費が膨れ上がった結果、残された本体工事費がダム建設事業費全体の1割以下と圧縮されています。熱水変質帯、破砕帯などが複雑に入り組む吾妻渓谷における本体工事は、高い技術力をもってしても容易ではないはずです。工期短縮と工事費圧縮というタガをはめられた本体工事は、安全性をないがしろにする危険性を孕んでいます。



◆本体準備工事の遅れと国道問題

昨秋、国交省関東地方整備局が公表した八ッ場ダム事業の工程表によれば、本体工事は今年10月に着手とされています。しかし、ダム予定地の吾妻川の流れを遮断する仮締切工事が梅雨の増水等で遅れており、実際の本体工事着手時期は9月18日現在も発表されていません。

今年3月末の国交省資料によれば、水没予定世帯の中で補償を受けていないのは9世帯です。関東地方整備局はこれら住民に移転を急ぐよう説得して回っており、5月以降、代替地の土地購入を

勧めるとともに、水没予定地を走る国道の廃道化を了承するよう、圧力をかけてきました。

吾妻川に沿って走る国道 145 号線は、地域の幹線道路であり、関東地方と草津・嬬恋方面を結ぶ 重要な観光ルートであり、また地域住民の生活道路でもあります。しかし、八ッ場ダム事業ではこ の国道を本体工事に使用する原石運搬の工事車両専用ルートとすることが計画されています。住民

も観光客も、ダム事業者にとっては邪魔な存在でしかありません。

6月の群馬県議会でこの問題が初めて取り上げられましたが、県は国交省の意向に従う姿勢を示すばかりでした。当会では、水没予定地住民からの聞き取りを踏まえ、7月9日、国道の存続を求める要請書を国交大臣と県知事に提出しました。8月8日には水没予定地住民ら四名が連名で群馬県に要望書を提出、県庁記者クラブで会見も行いました。



久森の田んぼ:国道が閉鎖されると、

◆吾妻線の付け替え

本体予定地を走るJR吾妻線は、9月24日には運行を終了し、10月1日より新線に切り替えられる予定です。渓谷の谷底を走る列車や水没予定地の川原湯温泉駅は観光客や"撮り鉄"に大変人気があり、このところ駅や鉄橋、線路周辺には名残を惜しむ人々が日に日に増えています。

吾妻線の新線は、八ッ場ダム予定地区間のほとんどをトンネルで通過し、川原湯温泉の新駅周辺のみ地上部分になります。間もなく新駅が開業するというのに、新駅予定地周辺ではアクセス道路や駅前広場もいまだに急ごしらえで整備中です。予定地周辺はもともと土砂災害が多い土地で、崖錐堆積物と呼ばれる脆い地層が厚く堆積しています。背後の山では、沢筋ごとに幾重もの砂防ダム建設が計画されており、大規模な防災工事が延々と続いています。

ここでも本体工事を急ぐあまり、安全性や住民、観光客の利便性はないがしろにされています。

◆八ッ場ダムの代替地に有害な鉄鋼スラグ

8月5日、毎日新聞が全国版の一面トップで、八ッ場ダム事業で有害な鉄鋼スラグが大量に使用されているという衝撃的な事実をスクープしました。

六価クロム、フッ素を含む鉄鋼スラグは、本来は有害物質を除去してから工場から搬出するか、 産業廃棄物として処分しなければなりません。ところが、(株) 大同特殊鋼の渋川工場では、この作 業工程をカットすることで高額な経費を浮かせ、渋川市内の建設業者を通して、県内の工事現場で 天然砕石と混ぜて大量に使用されてきました。

有害な鉄鋼スラグの問題は、最初は群馬県渋川市で発覚しました。市内の遊園地、保育園、住宅団地の周辺では、大量の有害スラグがみつかり、昨年来、市議会でも取り上げられてきました。市町村水道に利根川の水を運ぶ水資源機構が管理する用水の脇の道路でも有害スラグが使用されていたことから、水資源機構による撤去作業が始まっています。

ダム湖予定地に造成中の住民の移転代替地では、宅地や駐車場、道路などの造成・整備工事に大量に有害な鉄鋼スラグが使用されたとの指摘があり、太田国交大臣は8月5日、八ッ場ダム工事事務所に調査を指示しましたが、工事事務所は調査をせずに1カ月以上放置。その一方で、現地事務所の職員らが地元民に毎日新聞の記事内容を否定してまわってきたことが住民らの証言で明らかになっています。

現地事務所は本省による再度の調査指示により、ようやく9月に入ってから毎日新聞に調査協力を依頼、9月18日に調査のための採石作業を開始しました。当日のNHKニュースで代替地に鉄鋼スラグがあることは報道されましたが、国交省は根本的な調査をせずに事態の早期収拾を図る心算ではないかと、厳しい目を向けられています。

宅地や公共用地に鉄鋼スラグが使用されていれば、有害物質に触れる可能性があるだけでなく、 その上の構造物が水を含むと膨らむ性質によって変形する可能性があります。

当会では、数ある八ッ場ダム予定地の鉄鋼スラグ問題の中から、緊急性と重要性にかんがみて、

まずは川原湯温泉新駅 周辺の鉄鋼スラグの使 用状況に焦点を絞って、 関東地方整備局とJR 東日本高崎支社に9月 12 日に公開質問書を 提出しました。新駅周 辺の調査を実施するた めに、吾妻線の付け替 えを延期するべき、と いう趣旨です。



一部の住民を除き、30 年近くダム事業に取り込まれてきた長野原町や地域住民の多くは、いまだに事態の深刻さを呑みこめない様子ですが、このままでは住民は産業廃棄物の捨て場に住まなければならず、家屋が傾くリスクも抱えなければならなくなります。高額で購入した代替地の転売もままなりません。

川原湯温泉では、水没予定地の共同湯が6月末で終わり、7月より代替地で営業が始まりました。 マスコミでは、真新しい建物で観光客も大喜びという明るい話題が取り上げられていますが、代替 地の温泉は自然湧出のもともとの温泉とは別物です。ダム事業で掘り当てた源泉を数百メートル引 湯し、さらにポンプアップしたもので、匂いも肌触りも従来とは異なります。

泉質の劣化も、鉄鋼スラグの問題も、地元で表立って語られることはありませんが、地域を取り 巻く状況は厳しさを増す一方です。「長年苦労して来た地元のためにもダムの早期完成を」という事 業者や自民党の掛け声を聞くたびに、事実を捻じ曲げるハッ場ダム事業のおぞましさを感じずには いられません。

八ッ場は今

10/1 本体工事着手/新川原湯温泉駅開通/一号橋オープン

直前に発覚 大同特殊鋼「有害スラグ」ハッ場各地に

→→9/18~国交省、ようやく調査を開始

「STOP八ッ場ダム・市民ネット」 鈴木郁子

「百害あって一利なし」とまで言い切れ、ムダなダムの代表格とされながら、最もらしい治水利水の大義名分をふりかざし続ける「八ッ場ダム」は、計画より62年目の本年10/1、

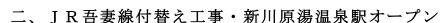
ついに以下の三つに着手する予定である。

<u>八ッ場ダムを取り巻く諸状況</u> 一、本体工事着手

※但し、吾妻川の水の流れを迂回させる「仮締切工事」は7月末完了予定だったが、大雨で6/12に決壊。約3か月間要した工事はふりだしに戻り、10月着工の本体工事への影響が懸念されてきた。が、目下、10月末工期をメドに、夜間工事をも行い、ピッチをあげている。

町民の間では「別段、本体関連のどっ

かをやればそれでいいんだとさ」とささやかれている。



JR吾妻線・岩島駅~川原湯温泉駅~長野原草津口の廃止される2駅区間は、路線中随一の絶

で、8割方がトンネル内となり、味気ない。

しかも、新駅の川原湯温泉駅は有数の地滑り地帯で、その怖さを熟知してきた地元民は住まなかった土地なのである。

景区間だったが、付替え線は吾妻川右岸の山中をくりぬいた難工事

地滑り問題の詳述については、本会作成・頒布中の「**八ッ場ダの** 湖岸は本当に安全か」(中村庄八 地学団体研究会・日本地質 学会会員) 販価千円を参照されたい。

加えて昨今は下記に記す、大同特殊鋼(渋川市)の六価クロムやフッ素入りの「有害スラグ」が、トンネル出口の鉄路両端に大量に使われていて、先々の影響が懸念されている。

駅前ロータリー造成は有害スラグ材料の元締め的存在の佐藤建設工業(渋川市)が施工業者だが、発覚後のここにはさすがに使用しなかったであろうが…… 呆れかえる「逆有償取引」で年間一億円以上の収益を得、9千㎡の有害物が不明の由。



三、八ッ場大橋(湖面一号橋)開通

2009年の民主党政権時の「中止」の最中に全水没の川原湯と対岸の川原畑を結ぶ、湖面一号橋建設は論議を呼んだが、昨秋に完成。未運用だったが、橋の両端の整備が完了。ついに来る10/1に開通式が挙行され正式運用となる。



大同特殊鋼「有害スラグ」問題、発覚し、調査中

さて、10/1の総仕上げに向かって国も業者も一丸となっていた矢先の8/5の毎日新聞一面トップ扱いで「八ッ場ダム 代替地整備に有害資材 フッ素環境基準の23倍」の見出しが躍り、分析結果なども添えられた。これにてこの間、指摘され続けながらも、「問題なし」とされてきたスラグ問題への新たな切り口が進みだした。

そこで当会は、本 年4月に群馬県に 公開質問状を提出 した「市民オンブズ

マン群馬」の呼びかけを受け、8/15の見学会に参加した。この日はいち早く有害スラグの不法使用を知り、怒りにかられて数年間にわたり追い続け、一連のスラグ問題の事実を解明してこられたKさんも同行され、八ッ場の代替地各地で説明をしてくだされた。

試液をかけると赤紫色に変化する、PH12近くの強アルカリ性反応に肌寒い戦慄感を覚えざるをえなかった。多年に亘り、犠牲を強いてきた水没民の安住の地まで有害物質を用いるなんて、絶句ものだ。住民への愚弄でしかない。

住民軽視の実態に加え、「事実判明後から一年以内の異議申出をしないと無効」とのことに、当会はいつものように、長野原町周辺にお知らせチラシ配布を申し出て、約束通り、No.9のチラシの新聞折込を吾妻郡内の関係区域に6000枚配布。9/14にはKさんに説明を願っての見学会を実施した。席上、提案し賛同を得られた「申入れ書」を参加者名で国交省に郵送。回答を26日までに求めている。

なお至る処で「有害スラグ」が使われているにも関わらず、発覚後も認めず舗装を続行していた。9/8には、水を吸うと膨れるスラグの特性で段差の生じた国道路に部分修正を施している現場を、実際に目にしている。







世論の高まりを経て、 国交省は国道17号を始めとした群馬県内への調査を9/18日・19日の両日実施。八ッ場周辺は、おなじみの「いであ」に調査・分析を依頼。

一日目は代替地内。 毎日新聞が分析に用いた 場所を中心に調査。面積 に応じ数か所の調査点を 選び、掘削。試液をかけ 疑いのある物質を保管 し、分析する。

設楽ダム事業の撤退をさらに強く求めて行きます

(設楽ダムの建設中止を求める会事務局 奥宮芳子)

▼公金支出差止を求めた裁判闘争に「棄却」の最高裁判決

2007年2月住民監査請求、4月名古屋地裁提訴、2010年6月30日判決(一審)、2013年4月24日名古屋高裁判決(二審)、いずれも不当判決で、上告しておりましたが、最高裁が2014年5月9日付けで上告棄却を決定し、通知してきました。

理由は「民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項または 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。」というものでした。

原告側が、洪水対策について10.4 kmより上流の河道改修のほうが設楽ダムより費用的にも優れていること、流水の正常な機能の維持についてアユの最も重要な産卵場所を間違えていること、など事実を明らかにして主張したことについて、名古屋高裁の判決は、原告側は洪水対策については11.6 kmより上流の河道改修、流水の正常な機能の維持についてはアユの産卵場所と主張していると、歪曲して原告側の主張を記載し、これに対して判断しています。

これは訴訟当事者の主張はその通り記載し、これに対して判断しなければならないという、裁判所の根本的義務に違反しているもので、裁判所としてあってはならないことです。判決に記載すべき訴訟当事者の主張を、その通り記載せず、かつ歪曲して記載したのですから、これは上告理由事項を定めた民訴法312条2項6号「判決理由を付さない」に該当します。しかし、最高裁は上記のように事実誤認又は単なる法令違反として、上告を棄却しました。

訴訟当事者の主張をその通り記載せずかつ歪曲して記載して判断することが許されるなら、 裁判所は当事者の主張を無視して自分の都合の良いように何でもできることになります。このよう なことが不当なもので許されないことは明らかです。

最高裁の決定はこのような名古屋高裁を容認した許されないものです。行政べったりの姿勢 が最高裁にも蔓延していて、名古屋高裁の許されない判決を容認したのだと判断します。

▼やっぱりダムを造ってはいけない設楽ダム建設予定地の地盤問題

2014年9月14日、「やっぱりダムを造ってはいけない設楽ダムの建設予定地について~建



設強行は、建設費用の膨張と流域 住民に大きな災厄をもたらす~」と 題した「報告及び学習会」を豊橋市 民センターで開きました。たくさんの 市民が集まり、活発な質疑応答が 交わされました。(写真左)

設楽ダム問題にまだまだ市民の 関心の強いことがわかりました。この 集会で、私たちの会の市野代表が 設楽の山を隈なく歩いて調査してえ られた結果と、膨大な情報公開資 料の検討の結果得られた証拠につ いて報告されました。 主な内容は次の2点です。

- (1)事業者の地質図によれば、見つかるはずの無い場所から、貝化石が見つかった(※)。田口の街の足下の地盤は寒狭川に落ち込む斜面まで、もろく不安定な第三紀層が占めていることを示す証拠がそろってきた。ダム湖への貯水はこの不安定な地盤の大規模な地すべりや漏水をひき起こすことになる。
- (2)「この断層の延長が地山を横切っていれば、ダム湖の水が漏れる」と事業者の地質調査報告書に書かれていながら、調査されずにきた断層は、規模の大きい(活)断層であることを示す状況証拠がそろってきた。

以上の証拠の数々は、設楽ダムの建設中止は避けられないことを示しています。

(※) 私たちの会の伊奈副代表の調査によって田口のシウキ地区の地層から貝化石(写真右)が見つかりました。ダム事業者が基本的な資料としている地質図では出てくるはずはないのです。この発見について地質専門家の紺谷氏(国土研)は「化石の発見は、大事件です。不整合の再検討と、新たな断層の発見可能性が出てきたと思います。」とコメントしています。

今回の集会で報告された数々の証拠を携えて、私たちは 国交省に対して設楽ダム事業の再検証を要請していくこ

とにしました。また地元愛知県議会へも要請行動を起こします。



▼設楽の里山保全運動と豊かな自然と歴史の紹介で持続可能なまちづくり

前回このコーナーで報告しました設楽町長選を機に地元設楽住民たちによって設立された「設楽の明日を考える会」はそのまま地元住民に引き継がれました。設立趣旨の「ダム建設に代わる将来の町のビジョン作りを進めていく」ことは地元住民の手によって進められます。



さて私たちの会には、これまで設楽の女性が中心となって 設楽の自然や文化を知ってもらう市民団体「設楽を歩く」が ありましたが、さらに豊川流域住民にさらに設楽ダム建設事 業の中止の理解を求めるために市民団体「豊川流域自然 学校」を設立しました。豊川流域の豊かな自然を保全し、次 世代に継承していくことを目的として「三河湾に注ぎ込む唯 一の清流豊川の勉強会と保全活動」を行っていきます。年 間を通した講座を計画しています。

2つの団体は愛知県の「あいち自然ネット」に登録し、活動を始めました。今年は設楽里山保全プロジェクトを2団体で立ち上げ愛知県事業である「人と自然の共生国際フォーラム」に参加しました。3回の自然教室を開催(写真はそのうちの一つ、皮むき間伐実践教室)し、多くの市民の参加が得られました。今後この2団体とは私たちの会と協力関係を

結び、若い人たちや設楽ダム事業を知らない方たちにも参加しやすくすることに取り組んでいきます。次代を担う若者が、自分たちの将来の環境を自分たちで創っていくという自覚をもてるように、協同して取り組みができることを目指したいと思います。

以上、私たちの会は「設楽ダム事業の問題」と「豊川流域の自然の問題」を両輪として運動を進めています。

江戸川区北小岩一丁目のスーパー堤防問題

スーパー堤防計画の復活

江戸川の北小岩一丁目スーパー堤防整備事業による住居の強制撤去が社会問題になっています。 そもそも、スーパー堤防 (高規格堤防) は余りにも金食い虫で実現性がないため、民主党政権下の事業仕分けで 2010 年に廃止となりましたが、国土交通省の巻き返しで 2011 年 12 月に規模を縮小して復活しました。縮小と言っても、江戸川下流部だけでも延べ 22 kmのスーパー堤防をつくることになっています。

しかし、そのほとんどが手つかずですから、延べ22kmのスーパー堤防を完成させるためには、 北小岩一丁目スーパー堤防の整備単価(1メートル当たり4,000万円)を使うと、約8,000億円 の事業費が必要となります。そのように超巨額の事業費を江戸川の下流部だけに注ぎ込めるわけ はなく、見直し後のスーパー堤防の計画も実現性が全くなく、絵に描いた餅でしかありません。

スーパー堤防は連続して整備することによってはじめて治水対策としての意味を持ちます。国 交省と江戸川区が進めようとしている北小岩一丁目のスーパー堤防はわずか 120mしかなく、 「点」の整備であり、治水対策として何の意味も持ちません。また、北小岩一丁目地区は地盤も 低くなく、この地点付近の江戸川は流下能力の不足もないので、この地区を江戸川スーパー堤防 予定地として優先的に選択した理由は何もありません。このように無意味な事業のために、地元 住民は立ち退きを迫られてきました。

スーパー堤防と一体の土地区画整理事業の進め方の問題点

江戸川区北小岩一丁目のスーパー堤防事業は、江戸川区の土地区画整理事業と一体の事業になっていて、次の手順で、事業が進められつつあります。

- ① 土地区画整理事業者である江戸川区が予定地内の住民に期限を定めて一時立ち退きと住居の撤去を求める。移転に同意しない住民に対しては直接施行(住居の強制撤去)を行う。
- ② 移転が終了すれば、国交省江戸川河川事務所がスーパー堤防の土盛り工事を行う。
- ③ スーパー堤防整備後に、仮住居に移転していた住民が区画整理で割り当てられた土地にそれぞれ住居を新築する。

この事業では移転の費用や仮住居の賃貸費用は補償されます。しかし、住んでいる住居は中古住宅としての評価額(6~7割程度)しか補償されませんので、整備後に戻ってきて住居を新築するためにはそれなりの手持ち資金がなければなりません。そのため、今までのスーパー堤防の整備例を見ると、住民の半分程度しか戻っていません。手持ち資金がなければどこかに移り住まざるを得ませんので、現住居を終の棲家として余生を送ることにしていた人たちにとって大変過酷な話になります。

そして、この土地区画整理事業の手順で常軌を逸しているのは、通常の公共事業では求められる事業認定申請、収用裁決申請と言った手順を踏むことなく、事業者が住居の強制撤去を行うことができることです。住民の代表で構成する「土地区画整理審議会」から異議なしの答申が出れば、あとは事業者の判断だけで進められる恐ろしい制度になっています。

北小岩一丁目の一部住民の闘い

江戸川区は予定地の住民に対して、昨年7月に12月までの立ち退きと住居の撤去を求める通知を送付しました。この通知により、移転が進み、当初は約90軒があったのですが、今はわずかの軒数になっています。そして、7月上旬には住んでいない住居ですが、強制撤去が行われました(下記の新聞記事を参照)。

しかし、一部の住民は無意味な事業のために終の棲家を奪われてたまるかと、江戸川区のやり 方に対して怒りを持って、事業計画の決定取り消しを求める裁判を進めています。残念ながら、 昨年12月の東京地裁の判決は敗訴で、10月5日に東京高裁の判決があります。

公共事業改革市民会議は公権力を行使した強制立ち退きから地元住民の生活を守らなければと考え、昨年9月30日以降、江戸川区に対して、この事業の是非と問題点に関する公開質問書を六度提出してきました。また、江戸川区区画整理課の担当者との話し合いも何度か行って、事業の不当性、直接施行の無謀さを訴え、地元住民と話し合いをとことん続けることを求めてきました。

江戸川区は10月末までに移転を完了することを考えており、北小岩一丁目のスーパー堤防問題は最終局面を迎えていますが、次に江戸川区が目論むスーパー堤防整備に対する運動につなげられるように取り組んでいくことが必要だと考えています。 (文責 水源連事務局)

家屋解体へ強制立ち入り 東京・江戸川スーパー堤防整備 (朝日新聞 2014年7月3日)

国の高規格堤防(スーパー堤防)整備に併せて東京都江戸川区が進める土地区画整理事業で、区は3日、 立ち退きに応じていない住民が所有する建物計6棟のうち、空き家の1棟に強制的に立ち入った。4日に家 財道具を運び出し、5日から解体を始める。現在も人が住んでいるほかの5棟でも順次、解体に向けた強制 手続きがとられる予定。

スーパー堤防の整備には既に約7100億円が投じられたが、昨年度末の整備率は10%(12キロ)どまり。「国土強靱(きょうじん)化」を掲げ、公共事業を重視する自公政権下で、整備事業を巡り、初めて強制措置がとられた。

3日午前9時前、同区北小岩1丁目の空き家前に区職員約40人、工事関係の委託業者ら約20人が集合。 土地区画整理法に基づく強制手続きである「直接施行」の開始が宣言され、職員らが次々と屋内に入った。 区によると空き家の所有者は死亡。相続人は立ち退きに応じていないという。

近くの江戸川の土手では、反対住民や支援者約50人が「不当な直接施行をやるな」などと書かれた横断幕を掲げ、作業を見守った。住民の一人は「俺たちはまだ暮らしてるんだ」と声を張り上げた。

山口正幸・区画整理課長は「直接施行に至ったことは残念。残っている住民にも一日も早く移っていただけるよう努力する」と説明した。



直接施行の宣言後、空き家に次々と入る江戸川区の職員ら=3日午前8時52分、東京都江戸川区北小岩1丁目、吉浜織恵撮影

水資源機構の海外業務は違法ではないのか

会員 高橋比呂志

1 水資源機構が海外業務を行っている

吉田忠智参議院議員が2014年6月18日に提出した質問主意書及び政府答弁書(同月27日付け)によると、独立行政法人水資源機構(以下「機構」)は、利益剰余金*を使って「国際会議への参加」及び「海外の水資源に関する情報収集」を行っています。それらの業務に支出した総額は、2012年度だけで、それぞれ約500万円及び約1100万円です。

その内容及び成果は、「計8か国で開催された国際会議に、機構の職員延べ27人が参加しており、機構と水資源管理を担う海外の機関との間で、水資源に関する技術情報及び知識を共有すること等を通じて、技術力の維持及び向上が図られた」とされます。27人で約1600万円を使ったので、職員の海外出張の経費は1人当たり約59万円にもなります。

上記海外業務の目的は「利水者等の負担軽減」であり、根拠規定は独立行政法人水資源機構法(以下「機構法」) 第12条第1項であるとされます。

*「利益剰余金」とは、利水者等が支払うダム等の建設負担金の利息と機構が実際にダム等の建設資金を借り入れた際の利息との差益。累積積立額は、2013年度末で908億円を超える。

2 機構の海外業務の実態

私は、機構の海外業務の実態を知るために、「機構の役員及び職員が海外出張に行った際に作成した報告書(2010年度以降分)」(400頁超)を機構への情報公開請求により取得しました。

機構の海外出張者の延べ人数と回数は、次のとおりです。

2010年度 15回 34人

2011年度 19回 29人

2012年度 18回 30人

2013年度 44回 94人

2014年度 10回 20人 (ただし、7月まで)

4年4か月で延べ207人の役職員が海外出張し、2013年度以降、海外出張が急激に増えました。

出張先は、ベトナム 19 回、中国 11 回、インドネシア 11 回、韓国 10 回、タイ 8 回、ミャンマー8 回等東南アジアが多く、欧米は少ないことが分かりました。

3 海外業務の本当の目的

答弁書は、「海外の機関との間で、水資源に関する技術情報及び知識を共有する」と言うが、技術の低い国に教 えに行く場合がほとんどで、機構の「技術力の維持及び向上が図られた」のか疑問です。

2011 年 10 月 26 日~28 日に実施された「韓国・漢灘江洪水調節ダム他現地見学会」の報告書には、海外業務の目的が赤裸々に書かれています。

「昨今、国内の建設市場はダム建設を含め縮小の一途であるが、一方でアジア地域をはじめ発展途上国を中心に今後の社会資本整備のニーズが高く市場の拡大が見込まれており、海外市場への積極的な展開が期待されている。 (中略)

このため、ダム分野について、事業参入の検討段階での的確なプロジェクト評価を含めたリスク管理・分担などの課題の抽出と対応策の検討、海外で日本のダム技術を展開する場合の設計・施工体制のあり方や海外工事特有のリスクへの対応、ファイナンス等に対する官の支援も含めた体制のあり方等についての検討を深めていかねばならない。」

要するにゼネコンが海外のダム事業を受注するための支援を官がどうやってするかを検討するという話です。

実際、2012年から翌年にかけて実施されたタイ治水対策国際コンペに関する「タイ治水コンペ/リエゾン業務報告」には、「日本・タイ混成コンソーシアム」が最終候補者として選定され、7700億円の事業を受注したこと、当該コンソーシアムは、「大林組・大成建設・鹿島建設・清水建設・建設技研インターナショナル・建設技術研究所・三祐コンサルタンツ・パシフィックコンサルタンツ・八千代エンジニアリング・水資源機構・UNIQ(タイゼネコン)で構成」され、機構は「全体のとりまとめ役」となったことが書かれています。

なお、別の報告書によれば、機構は、「日本コンソーシアムの一員として(国際コンペに)参画」するが、「出資や金銭的リスクを伴うことはできない。一方、利益追求は行わない。」とされます。

機構の海外業務が「国際会議への参加」や「情報収集」にとどまらないことは明らかです。

4 機構の海外業務は機構法第12条第1項から導けない

政府答弁書は、機構の海外業務は機構法第 12 条第 1 項の規定に基づくとするが、無理があると思います。なぜなら、同項には、「第 4 条の目的を達成するため」とあり、機構法第 4 条には、「水資源開発基本計画に基づく」とあるから、同項は、国内の水資源開発水系に関する水資源開発基本計画に基づく業務を機構が行うことができると規定していることになるので、同計画に書かれていない海外のダム事業を機構が受注できないことは明らかだからです。

国際コンペと無関係な国際会議や情報収集や技術指導についても、それらがどのように「利水者等の負担軽減」につながるのか不明ですから、上記業務は「水資源開発基本計画に基づく」業務とは言えず、機構法第 12 条第 1 項に根拠を求めることはできません。

機構の前身である水資源開発公団の出自から考えても、水資源開発促進法と水資源開発公団法は、1961年にセットで成立したのであり、機構の業務の範囲が水資源開発基本計画から離れて海外のダム事業の受注や水分野での国際貢献にまで及ぶとは考えられません。

なお、機構の職員も「どうしても私どもの水資源機構、独立法人水資源機構法に規程された業務しかできないような状況になっています。 具体的には、ダム・水路の建設管理しかできないことになっています」 (2012 年 7 月 31 日開催の独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議 (第 2 0 回) の議事録)と言っています。

5 焼け太りを許すな

機構の利益剰余金は利水者等の過払金であり、本来は利水者等に還元すべきものです。それが困難なら、2010 年 に行政刷新会議が要請したように、国庫に納付すべきですが、機構はこれを無視し、ゼネコンの海外受注の支援の ために使っているのだから、国民にとっては踏んだり蹴ったりです。

そもそも 20 世紀末には「水余り」現象が起き、水資源開発促進法の立法事実は消失し、既存ダムの維持管理は 民間でもできるので、水資源開発公団の存在理由も消失しました。ところが、同公団は、2001 年の小泉政権による 特殊法人等改革での解体を免れ、原則的に新規ダムの建設ができないはずの機構に改組して生き延びました。のみ ならず利水者等からかすめ取った利益剰余金で海外のダム事業を受注はしても利益は追求せずにひたすら食いつ ぶすという焼け太りと野方図を許してはなりません。「日本の水道をすべて民営化します」(2013 年 4 月 19 日の CSIS(米戦略国際問題研究所)での麻生太郎副総理発言)と言うなら、機構の解体の方が先でしょう。だ

国の無駄遣いを争う民衆訴訟は認められておらず、機構を監視する立場の独立行政法人評価委員会も「日本の技術を世界に広めていこうという姿勢もここには見られないわけです。何か業務の範囲の中で何とか効率よくして、金をかけないでうまくやっていきますよという姿勢しか見えてこないのがちょっと残念なので、もう少し業務範囲を、ここまで広げて我々の力でやっていくのだというような姿勢がどこかにあらわれてほしい気がします。」(前掲議事録)と無法をそそのかし、「利益剰余金があるから何とか使っていかなければいけないというような印象を与えるような資料ではまずいというのが委員の皆さんの大方の意見だ」(前掲議事録)と実情を暴露しているのですから、打つ手はあるとしても非常に限られているのがつらいところです。